

健康食品に係る制度のあり方に関する検討会ヒアリング資料

○名称：社団法人日本医師会

○代表：会長 坪井 栄孝

○概要：

目的—医道の高揚、医学及び医術の発達並びに公衆衛生の向上を図り、もつて社会福祉を増進すること。

組織—医師によって構成されている学術専門団体

会員数 157,826名（平成14年12月1日現在）

47都道府県、917郡市区医師会がある。

事業、活動—医療政策の確立、生命倫理における諸問題の解決、学術活動、
医療・保健・福祉の推進、国際協力の推進、広報活動

○意見内容

- (1) 国民の健康づくりにおける「健康食品」の役割をどう位置付けるか。
- ・ 「健康食品」の定義、位置づけが明確でないことに問題があるのではないか。（一般食品の中に、いわゆる健康食品が含まれていることの問題）
 - ・ 「健康食品」という表現に問題があるのではないか。健康に良いということ（健康食品の効果として表示されていること）が、具体的に証明（科学的根拠）されているのか。
 - ・ 約半数の人が効果として「変わりなし」と回答している調査結果（平成11年度厚生科学研究費補助金「いわゆる栄養補助食品等の流通実態と食品衛生に関する研究」）があるが、このような実態でも「健康食品」と称させてもよいのか。
 - ・ 国民に健康に良い食品という印象を与え、自然の食物を摂取せずに安易に健康食品に頼る傾向を生んでいるのではないか。
 - ・ 規制緩和の名の下に昭和46年通知を改正（平成12年）して「錠剤」、「カプセル」の形の食品の販売が許可されたことに問題がある。
 - ・ 業者が容易に錠剤、カプセルの健康食品を製造、販売することが可能にな

ったことが健康被害を生む一因になっているのではないか。

(2) 「健康食品」の利用・製造・流通の実態は、国民の健康づくりに有効に機能しているか。

「健康食品」の安全性・有用性の確保、消費者に対する適切な情報提供、利用者の期待に応えうる「健康食品」はどうあるべきか。

- ・ 健康食品の利用・製造・流通の実態が国民の健康づくりに有効に機能しているとは思われない。有効に機能しているというエビデンスがあるのか。
- ・ 健康食品の有用性等については、国が国民に積極的に情報提供する必要はないのではないか。健康づくりのためには、本来、栄養に関する知識や自然の食物をバランスよく摂取し、食事から栄養素を摂ることが重要であること、及び食を通じた家族形成や人間性の育成（食育）が必要であることを啓発していくべきではないか。
- ・ マスコミ等の情報提供の仕方に問題があるのではないか。

(3) 行政、関係業界、消費者の果たすべき役割、制度はどうあるべきか。

- ・ 国には食品の安全性の確保に責任があり、規制に主眼をおくべきである。
- ・ 行政間の連携が必要。
- ・ 住民（消費者）はどこに相談したらよいかわからない。行政による相談窓口が必要。
- ・ 健康被害が起きたときの被害拡大防止のための体制整備
　　国民への迅速な情報提供。
　　保健所から医療機関への迅速な情報提供。
- ・ 管理栄養士、アドバイザリースタッフを活用した国民への啓発等。

平成15年5月27日

日本医師会常任理事

羽生田 俊

「健康食品に係る制度のあり方に関する検討会ヒアリング資料」

○ 主婦連合会

○ 会長 和田正江

○ 団体の概要

・昭和23年9月に設立

・消費者の権利を守り、暮らしに役立つ知恵を集め、活動している全国組織である。消費者の権利を確立するために、政府・行政・企業に対し消費者の意見を反映させ、併せて消費者啓発を行なっている。

・団体会員145団体 個人会員365人

○ 健康食品に係る制度のあり方に関する意見

(1) 国民の健康づくりにおける「健康食品」の役割をどう位置づけるか。「医薬品～現行制度に基づく保健機能食品～いわゆる健康食品～一般食品」の体系のあり方

- すべての食品は、本来人の生命・健康の維持に寄与するものである。その食品の一部を「健康食品」と区分し市民権を与えて疾病の治療や予防の効能・効果を期待させるようなことはするべきではない。
- 現在の「医薬品～特定保健用食品～栄養機能食品～一般食品」という区分もほとんどの消費者は正確に理解していない。商品、表示、販売の実態を調査し、保健機能食品、特に栄養機能食品の制度・表示方法そのものを再検討する必要もあるのではないか。
現状のままで、さらに一般食品を「健康食品」と「一般食品」に区別すれば益々混乱するばかりである。
- 健康はその人に適切な、バランスのとれた食生活によって得られるものであって、"いわゆる健康食品"で健康を得られるものではない。
大豆、ブルーン、ブルーベリー、海藻、いわしなどの青魚・にんにくなどの成分を抽出したサプリメントが売られているが、大豆であれば大豆そのもの、豆乳、納豆、豆腐など食べ物としてとればよい。それぞれの食品は抽出された成分だけが健康に役立っているわけではない。
- 特に若い人々は"いわゆる健康食品"の摂取によって、バランスのとれた食生活をする努力を怠ってしまう傾向があることを見過ごしてはならない。

- (2) 「健康食品」の利用・製造・流通の実態は、国民の健康づくりに有効に機能しているか。
「健康食品」の安全性・有用性の確保、消費者に対する適切な情報提供、利用者の期待に応えうる「健康食品」はどうあるべきか。
- 「国民生活センター編の消費生活年報 2002」の全国の消費生活センターに寄せられた「危害発生件数上位 10 商品・サービスの推移」によれば、'97 年、'98 年、'99 年、2000 年の 4 年間、連續して「健康食品」が第 3 位を占めている。2001 年に 1 件の差で 4 位になっているが、むしろ件数は前年より増えている。
さらに昨年の 7 月以降 12 月までの危害情報は連續して 1 位を占め、発生件数も 6 月 24 件、7 月 60 件、8 月 143 件、9 月 97 件、10 月 172 件、11 月 91 件、12 月 97 件と増えている。
念のために、この危害情報とは「商品・役務・設備に関連して身体にけが、病気などの疾病（危害）を受けたという相談」の件数である。
このように安全性の問題のある商品が、「食品なので心配ない」との宣伝で売られ、多くの消費者がさまざまな“いわゆる健康食品”やサプリメントを摂取している実態は非常にこわい。中には疾病的治療薬を飲んでいる人も多く問題は大きい。
なお、2001 年度の各地の消費者センターに寄せられた相談の中で、「健康食品」の契約・購入金額は、1 件あたり約 899,014 円と非常に高く、上位から 8 番目となっている。1 位からサラ金・フリーローン、戸建住宅、新築工事、分譲マンション、商品相場、自動車、アクセサリーに次ぐ 8 位であり、契約・購入金額の大きいことに驚く。
もし期待する効能・効果がないにもかかわらず、90 万円という契約・購入金額を支払うとすれば、その経済的損失は余りにも大きく看過できない。
 - “いわゆる健康食品”的利用・製造・流通の実態は国民の健康づくりに有効に機能しているとは思わない。
 - “いわゆる健康食品”であろうとなかろうと食品の安全性の確保は当然である。
- (3) (1)及び(2)を踏まえ、行政、関係業界、消費者の果たすべき役割、制度はどうあるべきか。
- 安全性、表示、広告、売り方の問題点について厳しく対応すべきである。
 - “いわゆる健康食品”が、薬理作用があり疾病の治療・予防に効能・効果があるのであれば、時間がかかるってお金がかかるって医薬品として或いは特定保健用食品として許可を得ればよいのではないか。

ビタミンEは、抗酸化作用により
体内の脂質を酸化から守り、
細胞の健康維持を
助ける栄養素です。

保健機能食品
(栄養機能食品)

DHAとビタミンE

森の卵液



イセ良品

●森のたまご②卵
成分表 (可食部100g当り)

成 分	量	普通卵
熱 量	147kcal	138kcal
たんぱく質	12.6g	12.3g
脂 質	9.4g	9.4g
炭水化物	1.0g	1.0g
ナトリウム	146mg	141mg
ビタミンE	10mg	2mg
D H A	280mg	90mg

日本食品分析センター 分析

品名	販売者	販売場所
森のたまご	株式会社イセ良品	黄緑県東筑城郡小川町野田1081-14
賞味期限	林外に記載	セイカイセイフード
保存方法	お買い上げ後は冷蔵庫(10℃以下)で保存してください。	
使用方法	生食の場合は賞味期限内に使用し、賞味期限後は充分加熱調理して、安全に使用してください。	

一赤玉一

●ビタミンE所要量
(成人男性10mg/日、第六次改定)
卵2個で栄養素等摂取目安量の100%を充足

●成人1日2個を目安にお食べください。

※本品は、多量摂取により疾病が発症したり
より健康が増進するものではありません。
1日の摂取目安量を守ってください。

※本品は特定保健用食品と異なり、厚生労働省による特別營養を受けたものではありません。また、本品は、卵の上りにのみの影響もございません。
毎日朝ごはんにニースポットと呼ばれる色素が混入していることがあります。これは卵黄由来の生活維持のための卵白の上りにのみの影響もございません。

ハートの安心イセ規格

- うみたて新鮮たまご
- 健康的な卵が生んだ安全たまご
- 栄養価の高い安心たまご

販売者 1.セイカイセイフード

地元: 黄緑県東筑城郡小川町野田3440

TEL: 0120-981-705

http://www.iise-iise.co.jp



賞味期限 : 2003.03.12.AB
パック日: 2003.02.27

4 971436 601238

Takashimaya

0004タマゴ

0250108 002103

51

210

保健機能食品
(栄養機能食品)

ビタミンDは、腸管でのカルシウムの吸収を
促進し、骨の形成を助ける栄養素です。

- ビタミンD所要量
(100IU/日、第六次改定)
・弊1個で栄養素等取目安量の90%を充足

- 成人1日1個を目安にお食べください。

*本品は多量摂取による健康障害が発報したたり、
『筋肉が強くなるものではありません』

・摂取目安量を守ってください。

※本品は特定保健用食品と異なり、厚生労働省による健康効果を示すものではありません。

※時々白身にミニトマトと呼ばれる色斑が入っていることがあります。これは野菜由来の生理現象ですので、召し上がりになんの影響もございません。

ハートの安心セイザン

販売：イセ食品株式会社

・うるたて新鮮たまご

・新鮮な魚が主な安全なまご

・文更量の高い安心たまご

1個入りのビタミンDの
成分表(100g当り)

成分	ビタミンD	一般
熱量	133kcal	137kcal
たんぱく質	12.4g	12.1g
脂 質	9.9g	9.4g
炭水化物	0.8g	0.8g
ナトリウム	147mg	148mg
ビタミンD	100IU	30IU

国産

日本食品分析センター分析
品 名：卵黄
包装場所：茨城県真衣市小川町野田1061-14

販売期限：外袋に記載
販売者：イセフード工業(株)小川パッキング工場

保存方法：お買い上げ後2週間(10℃以下)で召して下さい。

使用方法：生食の場合は販売期間内に使用して下さい。調理後は充分

加熱調理してお早めに召して下さい。

賞味期限： 2003.03.17.AB

パック日：2003.03.04



保健機能食品(栄養機能食品)



スマイル

LIPOLINE

®

ビタミンE 12mg ビタミンEは、抗酸化作用により、体内の脂肪を酸化から守り、細胞の健康維持を助ける栄養素です。

ビタミンD 120IU ビタミンDは、腸管でのカルシウムの吸収を促進し、骨の形成を助ける栄養素です。

*一日当たり1~2個を目安にお食べ下さい。

*一日の栄養所要量に対する割合

ビタミンE 67~134% ビタミンD 67~134%

*本品は多量摂取により疾病が治癒したり、より健康が増進する 通常包装者: 有限会社栄養商店 埼玉県越谷市増林3-101
ものではありません。一日の摂取目安を守って下さい。 発売元: 中部製薬株式会社ピタラン部 名古屋市南区豊田6-5-20 TEL052-691-1112

栄養成分表 エネルギー 139kcal タンパク質 12.5g 脂質 9.4g 炭水化物 1.1g ナトリウム 150mg
ビタミンE 12mg ビタミンD 120IU 全卵(可食部)100g当たり(当社分析値)

お買上げ後は冷蔵庫(10℃以下)で保存ください。生食の場合は賞味期限内に使用し、賞味期限経過後及び殻にヒビの入った卵を飲食に供する際は、なるべく早めに、充分に加熱調理してお召し上がり下さい。
※本品は、特定保健用食品と異なり、厚生労働大臣による個別審査を受けたものではありません。

賞味期限 03.04.04 紙 パック

ラベル PET, PE

顆卵6コ入
(国産)

保健機能食品(栄養機能食品)

MS52g~LL76g未満
規格責任者 須賀健



4 975151 011013

一日の栄養所要量に対する割合

ビタミンE 67~134%	ビタミンD 67~134%
6.7 mg 13.4 mg	67 IU 134 IU

*一日当たり1~2個を目安にお食べ下さい。

*一日の栄養所要量に対する割合 ビタミンE 67~134% ビタミンD 67~134%

*栄養所要量とは、成人1日当たりの摂取必要量です。

*本品は多量摂取により疾病が治癒したり、より健康が増進するものではありません。一日の摂取目安を守って下さい。

*本品は、特定保健用食品と異なり、厚生労働大臣による個別審査を受けたものではありません。

LIPOLINE 栄養機能食品 (保健機能食品)

ビタミンEは、抗酸化作用により、体内の脂肪を酸化から守り、細胞の健康維持を助ける栄養素です。

ビタミンDは、腸管でのカルシウムの吸収を促進し、骨の形成を助ける栄養素です。

「健康食品に係る制度のあり方に関する検討会ヒヤリング資料」

団体の名称 全国消費者団体連絡会

代表者 事務局長 神田敏子

団体の概要

目的：消費者の権利の確立とくらしを守り向上をめざすため全国の消費者組織の協力と連絡をはかり、消費者運動を促進することを目的として設立され、消費生活に関連する諸問題や制度及び消費者運動の進め方等について、調査研究、情報の交換を行っています。

組織：会員数42団体

<健康食品に係る制度のあり方に関する意見>

(1) 国民の健康作りにおける「健康食品」の役割をどう位置付けるか。

「医薬品—現行制度に基づく保健機能食品—いわゆる健康食品—一般食品」の体系のあり方

健康のためには、まず日々の食品からの栄養摂取が基本である。それを推進する事を前提とすべきであり、本来は保健機能食品もいわゆる健康食品も不用のものと思われる。しかし、消費者の要求も多様になり、市場は広がり、たくさんの商品が存在する。安全性や有効性が担保できる商品であれば、それなりの期待は出来るのかもしれない。

体系のあり方については、医薬品と食品は全く別のものであると考える。医薬品は何らかの疾病がある場合に用いるもので、副作用や有効性とのバランスを勘案し、しかも一部を除いては医師や薬剤師など専門家の指示のもとに用いるものである。一方食品は全ての人に必要であり、自分の選択で食べているものである。同じ体系に入れるべきではない。

食品としては、有効性が担保できる特定保健用食品、特定の栄養成分が基準通りに含まれる栄養機能食品、そして一般食品とすべきである。一般食品の中に「いわゆる健康食品」といわれるものを含む事は適当でない。「健康食品」というのなら何らかの有効性があるのでなくてはならず、少なくとも栄養機能食品の規格基準はクリアすべきである。一般食品とは区別すべきである。もし一般食品とするなら、優良誤認をさせるような商品アピールをしてはならない。

(2) 「健康食品」の利用・製造・流通の実態は、国民の健康作りに有効に機能しているか。

「健康食品」の安全性・有用性の確保、消費者に対する適切な情報提供、利用者の期待に応えうる「健康食品」はどうあるべきか。

有効に機能しているとは思えない。国内に流通する健康食品と称される物の内

大半は保健機能食品制度の範疇に入っていないと聞いている。つまり何の基準もないものが健康食品として、たくさん流通することになる。それらの食品は名称や商品アピールにおいて誤認を与えるものが多く、したがって効能、効果への誤認による期待から過剰摂取や特定のものの繰り返し摂取も考えられる。むしろ栄養のバランスを崩すのではないかとさえ懸念される。

有用性や安全性については科学的な裏付けがなくてはならない。加えて、例えば第三者機関における証明など客観的な評価も必要である。不当、誇大、優良誤認などの表示、広告は法的に規制されているにもかかわらず、実質野放し状態で、そのことが消費者に与えている影響は大きい。しっかり取り締まるべきだ。健康状態、身体機能は個人それぞれ異なるわけで、効果についても一律ではないことなど、利用者の立場に立った誠実な情報提供が望まれる。

(3) (1)および(2)を踏まえ、行政、関係業界、消費者の果たすべき役割、制度はどうあるべきか。

「いわゆる健康食品」といわれる曖昧なものは無くすべきと思うが、そのために現行の保健機能食品の審査基準や規格基準が緩和されることがあつてはならない。また、正確な情報提供がなされるよう、公正取引委員会などによるCM、チラシ広告等を含む不当、誇大、優良誤認情報の取り締まりを強化すべきである。関係業界に対しては、消費者の健康への不安に乘じた販売促進も見られるがそれはやめるべきであり、使う立場に立った偽りのない、そして誤認をさせない情報提供を望みたい。消費者は情報を正しく理解する力、必要不必要な判断や選択が出来るような知識を身につける必要がある。

以上。